

規制改革会議
国際経済連携タスク・フォース

平成19年5月10日
国土交通省提出資料

<意見交換テーマ1> 「真に利便性が高い次世代シングルウィンドウの構築」について

(1) 平成20年10月稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」について、現時点での具体的なシステム開発の進捗状況及び今後のスケジュールについて、工程表等を用いて、具体的にお教え願いたい。

(回答)

上記質問については、財務省よりお答えしているとおりである。

当省としては、政府全体の方針に従い、関係省庁と連携して、適切に対応してまいりたい。

<意見交換テーマ1> 「真に利便性が高い次世代シングルウィンドウの構築」について

(2) 「次世代シングルウィンドウ」稼働予定の平成20年10月においても、港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化がなされず、一つの入力作業で完了する真のワンストップ・サービスの実現がなされない状況と聞いている。これら港湾関連手続の統一化・簡素化について、どのように進めていくお考えか、貴省のお考えをお聞かせ願いたい。

(回答)

港湾管理者の手続様式の内、船舶の入出港に必須の手続については、平成17年11月のFAL条約発効時に、港長等の国の関係手続との共通化をはかり、かつ港湾EDIによる電子申請を可能としたため、既にワンストップ・サービスの実現がなされている。

今後は、港湾管理者毎で異なる手続様式の内、入力情報の利活用の効果が高い手続の申請書の統一モデル様式を、簡素を原則に国が作成した上で港湾管理者へ通知し、採用を要請することとしている。また、この申請様式を次世代シングルウィンドウに機能追加し、府省共通ポータルにおいて船舶の入出港および荷役に必要なほとんどの手続の電子申請を可能とすることで、利用者のデータ入力に対する負担の軽減と利便性の向上をはかることとしている。

<意見交換テーマ1> 「真に利便性が高い次世代シングルウィンドウの構築」について

(3) 我が国の輸出入の円滑化のためには、貿易相手国との電子的データによる各種手続の実現、特に、経済連携協定(EPA)が締結された諸国、これから締結が予定されているアセアン諸国との連携は重要な課題の一つであるところ。2012年に完成が見込まれるアセアン・シングルウィンドウ(ASW)と我が国のシングルウィンドウの接続が期待される。アセアン各国におけるナショナル・シングルウィンドウ(NSW)の構築状況、及び我が国のシングルウィンドウとの接続に関し、具体的検討のスケジュールをお示し願いたい。

(回答)

上記質問については、財務省よりお答えしているとおりである。

当省としては、政府全体の方針に従い、関係省庁と連携して、適切に対応してまいりたい。

<意見交換テーマ1> 「真に利便性が高い次世代シングルウィンドウの構築」について

(4) 「次世代シングルウィンドウ」については、平成20年10月の稼動以降も、ユーザー・フレンドリーな、真に利便性の高いシステム構築が求められ、不断の見直しが必要であると考えられるが、貴省のお考えをお示し願いたい。また、既に具体的な枠組み、スケジュールがあれば、お示し願いたい。

(回答)

上記質問については、財務省よりお答えしているとおりである。

当省としては、政府全体の方針に従い、関係省庁と連携して、適切に対応してまいりたい。

<意見交換テーマ1> 「真に利便性が高い次世代シングルウィンドウの構築」について

(5) 現在のNACCS(通関情報処理システム)センター業務における税関業務以外のサービスとはどのようなものがあるのか具体的にお教え願いたい。また「次世代シングルウィンドウ」体制下におけるNACCSセンターの位置付けについて、税関業務とそれ以外のサービスの取り扱い、及び港湾EDIとの運営一元化についてどのように考えているかお教えいただきたい。

(回答)

アジア・ゲートウェイ戦略会議の「物流(貿易関連手続等)に関する検討会」において、NACCSと港湾EDIとの一本化について検討されており、今後、財務省や港湾EDI関係省庁と十分に調整をはかってまいりたい。

< 意見交換テーマ2 >

「スピードとセキュリティが両立した国際的に優れた輸出入通関制度の確立」について

(1)【財務省・国土交通省・経済産業省】輸出入通関制度に関連するコンプライアンス・プログラムについて規定する「関税法」「輸出入管理社内規定」、「特定航空貨物利用運送事業者 (Known Shipper/Regulated Agent) 制度」について、これら制度間の調和、共通項目の統一化・簡素化が重要と考えるが、貴省のお考えをそれぞれお示し願いたい。またその延長で、欧米等海外のコンプライアンス・プログラムとの相互認証を視野に入れた海外プログラムとの調和が必要と考えるが、その実現に向けた貴省の取組についてお示し願いたい。

(回答)

国土交通省が所管する「特定航空貨物利用運送事業者 (Known Shipper / Regulated Agent) 制度」についても、財務省・経済産業省との連携の下、事業者負担軽減と物流効率化の観点から、コンプライアンス・プログラムの調和を図ったところである。